

保健所への 飼い犬(猫)の引き取りについて

「動物の愛護及び管理に関する法律」により、**飼い主はペットを最後まで適切に飼う(終生飼養)**ように努めることが義務付けられています。

安易な飼育放棄と認められる場合は、**保健所で引き取ることはできません**。飼う前に最後まで飼うことができるかよく考え、責任と愛情をもって飼育しましょう。

伊勢保健所衛生指導課 志摩市駐在 ☎ 0599 ④ 5111

避妊・去勢手術をしましょう

- ・不幸な子犬・子猫を増やさないためにも、繁殖を望まない場合は避妊・去勢を行ってください。
- ・手術により、病気の予防や性格の改善、性行動の欲求から解放されストレスが減るなど、多くのメリットがあります。(動物病院に相談してください)

野良猫への無責任なエサやりはやめましょう

安易にエサを与えると、その地域に野良猫が増えて、近隣でのトラブルの原因にもなります。エサを与えるのなら、自分の飼い猫として責任を持ち、不妊・去勢手術をした上で、できるかぎり室内で飼うようにしましょう。

「もしものために」ペットの飼い主が分かるようにしましょう(所有者明示)

- ・生後91日以上の犬は生涯に一度の登録と年1回の狂犬病予防注射および登録の鑑札と注射済票を首輪などに着けることが、狂犬病予防法で義務付けられています。もしも飼い犬が迷子になっても、番号から飼い主が分かります。

動物を飼うのなら… 愛情はたっぷり! 責任はしっかりと!

引き取りに応じられない場合

- ・飼育の継続が困難であると認められなかった
- ・新たな飼い主を見つける努力をしていないかた
- ・犬や猫を販売する事業者
- ・繰り返し引き取りを求めるかた
- ・犬や猫の繁殖防止に努めていないかた

※犬・猫の高齢化や病気は、引き取りの理由になりません。

